



山形県公報

平成24年12月11日（火）
第2401号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（最上総合支庁地域保健福祉課）…1347
- 同……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………（庄内総合支庁建設総務課）…1348

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

### 公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（警察本部）… 同

## 告 示

### 山形県告示第1130号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地         | 事業所の名称及び所在地                    | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日       |
|-------------------------------------|--------------------------------|------------|-------------|
| 社会福祉法人新庄市社会福祉協議会<br>新庄市五日町字宮内240番地2 | もみの木教室デイサービス事業所<br>新庄市堀端町7番40号 | 児童発達支援     | 平成24. 12. 1 |

### 山形県告示第1131号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成24年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                    | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日        |
|--------------------------------|--------------------------------|------------|--------------|
| 特定非営利活動法人光の子<br>鶴岡市大塚町28番40号E棟 | 特定非営利活動法人光の子<br>鶴岡市大塚町28番40号E棟 | 放課後等デイサービス | 平成24. 11. 28 |

**山形県告示第1132号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路の部分の次のとおり指定した。

平成24年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鶴岡羽黒線
- 3 指定した道路の部分の区間 鶴岡市神明町4番46から  
同 2番45まで（上り線に限る）  
鶴岡市大東町25番5から  
同 19番35まで（下り線に限る）
- 4 指定年月日 平成24年12月11日

**公安委員会関係****規 則**

山形県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年12月11日

山形県公安委員会

委員長 前 田 直 己

**山形県公安委員会規則第6号****山形県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則**

山形県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和46年12月県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「法律第77号」を「法律第77号。以下「暴力団対策法」という。」に改める。

第3条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 暴力団対策法の規定に係る次の事務

イ 暴力団対策法第35条第1項の規定による命令（以下「仮の命令」という。）に関する事務

ロ 暴力団対策法第12条の4第2項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務

ハ 暴力団対策法第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務

ニ 暴力団対策法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

第4条中「次の各号」を「次」に改め、同条第2号中「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」を「暴力団対策法」に、「及び第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項及び第30条の10第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**公 告**

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成24年12月11日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
山形県警察通信指令システム保守点検業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部生活安全部通信指令課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110

- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成24年4月10日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地 富士通株式会社山形支店 山形市本町一丁目4番21号
- 5 随意契約に係る契約金額 54,204,612円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号該当

平成24年12月11日印刷  
平成24年12月11日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056